

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～ 1 月分の賃金不払いの疑い～

岡崎労働基準監督署西尾支署（支署長 浦本 尚一）は、令和 8 年 3 月 4 日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

一般社団法人グッドウェルスほか 1 名

（所在地：愛知県西尾市熊味町 事業内容：サービス業）

2. 被疑条文

最低賃金法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

最低賃金法第 40 条（罰則）

最低賃金法第 42 条（両罰規定）

3. 被疑内容

被疑者は、サービス業を行っていたが、労働者 1 名に対する令和 7 年 6 月分の賃金を所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（108,777 円）以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

（1）賃金不払いにおける被害額

労働者 1 名に対する定期賃金の不払い総額は、114,100 円である。

（2）愛知県最低賃金

1 時間 1,077 円（令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 6 月 25 日までの適用額）

5. 関係法条文

<最低賃金法> (昭和 34 年 4 月 15 日 法律第 137 号)

(最低賃金の効力) 第 4 条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第 2 項～第 4 項 略)

(罰則) 第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定) 第 42 条

人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。